

日本帝國修身鑑

尋常小學校用

三

不認定等

120.1

50

3

K120.1

50

3

北村禮藏編輯

日本帝國修身鑑

明治廿六年
第七月刊行
北村氏藏版

日本帝國修身鑑卷之三 生徒用

北村禮藏編

第一章

第一課

勅語二曰。ク朕惟フニ。我ガ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ。徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ。

天照皇大神。天が下をあらしめ。一。皇孫

瓊々杵の尊に詔り給ひて。此豊葦原の瑞穂の國は。吾皇孫の治むべき國にして。寶祚のさかへんこと天壤と
きはまりなからべ。

第二課

皇祖天照皇太神より。神武天皇に至るまで。年をふること大凡一百七十
九萬二千四百七十餘。神武天皇即

位の歳より。

今上天皇

明治二十三

年に至るまで。二千二百五十年と
此の如く宏遠なれども。宏々と

天照太神の窟に隠戸給ふれ



天津日嗣は。今に至るまで。替る事なきは。皇祖皇宗の御徳の深厚なるによるものなり。

第三課

我日本國は。萬國にすぐれ。無比の國がらなり。斯の如き。よき國に。うまれながら。君の恩徳を忘れ。皇祖の詔に背く者は。君に對しては。不忠の臣と

なり。親に對しては。不孝の子となるべければ。幼年の時より。よくく忘れぬよふ。心がくべし。

古歌にも。

大海の汐干て山になるまでも
君はかはらぬきみにまーませ

第二章

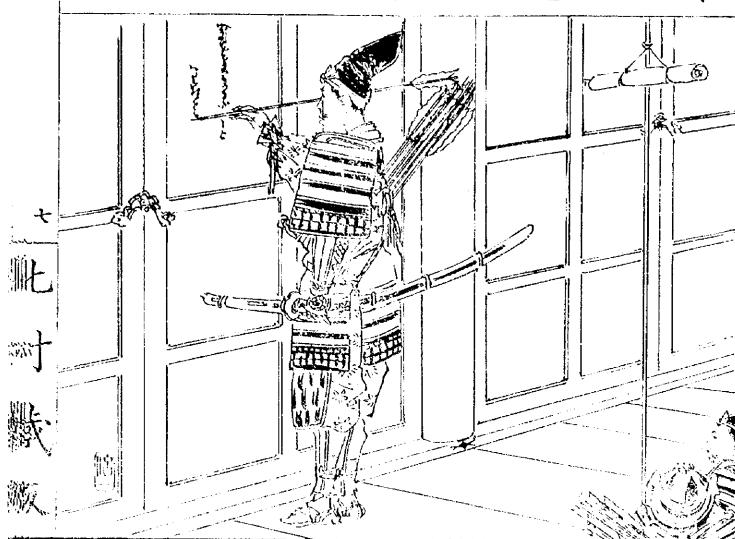
第四課

勅語ニ曰ク。我が臣民。克ク忠ニ。克ク孝ニ。億兆心ヲ一ニシテ。世々厥美ヲ濟ルハ此レ。我が國體ノ精華ニシテ。教育ノ淵源亦實ニ。此ニ存ス。

凡テ父母君主の恩。ふたつながら。至て重一此恩を忘れテ。むくは人に非と思ふべ一報いすんばあるべからず。是をむくひんと思は。道を學びて。

之を行ふに
あり。他の道
あるべからず。
恩をうけて
忘るゝもの
は。忠孝こも
になき人な
す

全孝を忠
死に討かち四正
楠條行



り。忠孝こは。君父の恩を忘れざるの道なり。諺にも。恩を知らざるは木石にひとといへるは。恩を知らざる人は。人の心なきをいふなり。

第五課

君に事へまつること。必先づ。恩を蒙りて。されに志たがひて。我身の忠をも奉公をもはげまんと思ふ人は。テ

ろざまに。心得たることなり。素より世の中に住めるは。皆君の恩徳なるに。夫れを忘れて。猶望みを高くして世をも君をも。恨むる人は。いとうたてきことにあらずや。

書に曰く。世忠貞に篤く王家に。服勞す

第六課

乞う。世間にある人。貴きとなく。賤しき

となく。父母の生まざる人やある。されば。父母は我身の本なれば。本をば忘るまじきことなり。況してや。養育の恩。海山もたとへがたし。いかゞりて忘るべき。

禮に曰く。居處莊ならざるは孝に非るなり。君に事へて。忠ならざるは孝に非るなり。官に泣みて。敬せざるは孝

に非るなり。朋友に信ならざるは孝に非るなり。戰陣に勇なきは孝に非るなり。

第七課

人の子たるもの。孝心に本づかんとならば。父母の恩をよくく思ふべし。幼稚のほどは。父母俱に。晝夜艱難辛苦をいはず。常に。あらき風をもいど

ひて抱きうだて。少しにても病ありて。煩はしければ我身も代りたき程に思ひ。唯子の息災にして成長するを待つの外は。何の願ひもない。其子。稍たとなくなれば。為に。師をえらび。藝をならはせ。よき人に。なれか」と思ひ。又世に立ち人にまでは見ては。或は。おつき友に。いざなまへり。

はれ。或は不
慮の難にも
遇んかと。未
目に見えぬ
ことまでも。
たへず。こゝ
ろにかけた
まへり。

周^吉任^江舉^大
に在りて病に寝す母赤染氏住吉の神に祈ふて代り身を乞んと



詩に云く。哀々父母。我を生て。劬勞す。

第八課

すべて。一生のいとなみ。何事か。子のためにせぬことやある。いつれの時か。子を思はぬ。ときやある。是等の厚恩。たとひ。報ドつくさずとも。せめて。孝行にして。養ふべきことなり。只。一たび失ひて。再び得べからざる

ものは父母なり。人の子たるもの。是を思はざ。いかでか。孝心をたこざ。るべき。

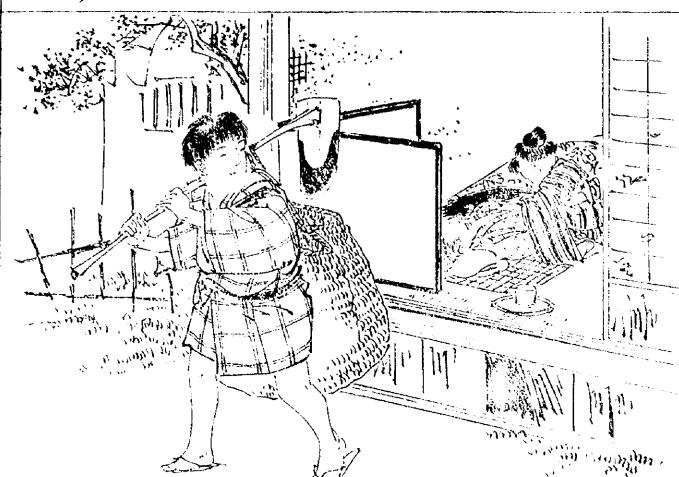
孟子曰く。父母俱に存す。兄弟故なきは。一の樂みなり。

第九課

薩摩國の農夫治右衛門に。一男一女あり。兄を太郎八。妹をれかめといふ。皆

生れつき。すなほなるものにて。孝心
深く。幼より。能く父母に事へーに。兄
は九歳。妹は七歳の時に。母久しく病
にかゝり。身も自由ならず。二人は。常
に母の側をはなれず。起卧より飲食
に至るまで。能く注意して。母の心を
なぐさめ。いかなる事にても。母の心
に順い。決して。さからひたる事なく。

且いさゝか
の田地ある太郎
を以て。太郎
八は。かたは
ら耕作に従
事し。其間は。百
事かれかめ
に命して。注
護す



意せしむ。妹も亦善く心を盡して侍養せり。

第十課 前の續き

太郎八。日くれに耕よりか一れば敢て其勞を告げず。直に母の傍に至り。其手を握り。足をさすりて。母の安否を問い合わせ。夏の夜は蚊帳の内にありて。枕席を扇ぎ。冬の夜ふは母の両足を已

れの懷に入れて。之を温め。母或は身體に痛を起して。苦む時は。兄妹。相共に母の痛處を撫で其心を慰る等。大人も。及ばざる程なり。故に。近隣の人々。皆其孝心に感して。其侍養を資くす者あり。

然れども。母の疾日に篤く。不幸にして遂に死たり。かは。親族の人々。

相集りて埋葬の事をはかりに。二
人の子供は涙を垂れて曰く。今より
後復び母の顔を見る事能はざれ
ば。一日なりこも葬の期を緩くせん
と。母の屍の傍を去らざりし。此を見
する人皆感涙を流さざるものな
し。既にして此事官廳に聞へ。若干の
金穀を賜ひ一とぞ。

第十一課

我が日本國の系統の正しきはいふに及ばず。國富み土地饒に人民の性質も義を重ド。禮儀に厚き風俗なれば昔は支那の人も仙人の住む蓬瀛洲。又は君子國などゝいひはやせしも是皆我國の精華なれば日本臣民たゞものは永く此風俗を維持し國光を。

海外にかゝ
やかゝて。他
國の凌辱を
うけざるの
みならず。彼
をして。我法
律に服従せ
しむるの威

更田
眞麟殿
人麟殿
德殿
天武則
氏に



力を養成せざるべからず。

第十二課

教育の道は。其人によりて。多少其業を。
異にすと雖。始めは。皆孝悌忠信。日用
常行より入り。進んで。業を起し。國を
富まし。國威を擴張し。日本人の聲
價を。れどさゞるにあり。苟も。此心な
きものは。たとい。萬巻の書を。アラン

するも何の益もなき事と知るべし
古語にも學は覺なり。知らざる所を覺
悟するなりと。

第三章

第十三課

勅語ニ曰ク。爾臣民。父母ニ孝ニ。兄弟ニ
友ニ。夫婦相和シ。朋友相信ジ。
孝とは其本を報するの意なり。故に親

に孝なるは我身の本を報するに外
ならざれども親の本は祖先に在り。
祖先なければ父母ある事なし。父母
なければ我身あるなし。故に親に孝
なると共に祖先の恩を報ぜざるべ
からず。祖先の恩を報せんとれどもは
ゞ。時々これをまつり恭敬のまこと
をいたすべし。夫の獺は小獸なれど

も。初春に魚本を祭るは。其本を報するなりといへり。

大雅に曰く。爾の祖を念ふ。神を祭り大孝を聿べ。皇大和の檣原に即位し諸天給ふ。



其徳を。のべ修む。

第十四課

小狗忠孝を全ふす。

紀伊國湯淺の里に。藤次郎といへる人あり。一日。他處より。小狗をつれかへりて。畜ひたるに。此狗。毎夜。母犬の許へ。往きて。其傍に卧し。又肉などをあたふるに。口にふくみ往きて。母に

與ふるに。藤次郎。大に感。ト。けふが。
戯れに。これを叱りければ。犬は其夜
より。闇夜に。主人の家と親犬の畜れ
し家に卧して。忠と孝とを。全ふせ
といへり。

第十五課

兄弟の愛敬。たゞへば。兄は。弟を愛すれ
ども。弟。兄を敬はざる時に。兄腹を立

て。弟を愛せざるは。道に非ず。弟は。兄
を敬へども。兄弟を愛せざる時に。弟
腹をたて。兄を敬はざるは。道に非ず。
人は。兎もあれ。角もあれ。我は。我が一
分の道を盡して。人の惡いきを。學ぶ
へからず。

若又。兄の行ひ。道に違ふ。ここあらば
つらく。諫め。其過ちの。洩れ聞へぬ

にあらはすべからず。
古語に曰く。孩提かいていの童も。其親を愛する
ことを。知らざるはなく。其長するに
及んでや。其兄を敬することを。知ら
ざるはなし。

第十六課

夫婦の中。みだりがはしゃぐて。禮儀なけれ
ば。其家にさまらずして。父子の間

よふに慎み
隠して敬ひ
事ふこと疎ひ
にすべからず。何事も命
に従ひ。否こと思ふことありとも。顔色
譲り。弟互に家産を



も。ふへぐになるものなり。夫婦の禮儀正しく。こゝのへば。父子の間も。相志左しみ。互に。義理を思ひ。禮儀正しくなりて。よろづのこと。やすらかにと、なふべし。

昔々。支那に張氏といへる家ありて。兄を孟仁といひ。弟を仲義といへり。兄の妻は鄭氏。鄭氏より來り。弟の妻は徐

氏より來り。徐氏は富み。張氏
て。鄭氏は貧乏。の畜。犬
なりけれども。皆禮讓に猫の
敦く。貧なる子を乳す
者も。へつらはず。富めよ



者も未だござらず。恒に一室に於て。紡績
一尺絲寸帛も。私房に入らず。事なし。

第十七課 前の續き

徐氏の父家より。時として。饋る所あれば。必之を姑に納め。孰の物。已の物たりを問はず。用ゐる所あれば。至に請ふて。之を取きり。鄭氏帰寧すれば。徐氏其子を乳し。徐氏帰寧すれば。鄭氏難といふ。

亦其子を乳す。孰の子。已の子たりと問はず。諸兒といへども。亦孰の母。已の母たらを知らず。家に一猫一犬を畜ふ。俱に子を産み。猫人の為に。ぬすまれ一かば。犬猫の子を取りて。之を乳せり。世人皆一家和氣の感する所とす。大平年間。其門に表し。張氏の二

第十八課

朋友の間は信義を以て。交ふを道とすれば。我より能く交ふの道を行ふべし。我より交ふ道を行はずして。朋友に信を守り交はれ。押付いふこと。大に了むけて。其交ふべき友ならば。先こなたより。信の道を守り。施してころ。又友も。我に信を守り。きたら

べけれ。

友だちは。吾心をつくして。隔てなく
いひかはし。正しき善事をいひ聞せ
導くべし。之を聞入るゝ友とはいつ
までも。親むべし。若し聞かぬ人と見
つけたらば。必交りを絶ちて。はつか
一めを。うくべからず。

古語に曰く。益者三友。損者三友。直を友

こゝ。諒を友とし。多聞を友とす。は
益なり。便辟を友とし。善柔を友とし。
便佞を友とするは。損なり。

第十九課

細井徳民は尾張の人なり。博愛篤厚に
して。善く衆を容る。其江戸に移るや。
其友。小河某。飛鳥某。皆妻子をたづさ
へて。來り寄る。是に於て。三家炊を同

ふするこゝ
四年。小河飛
鳥。徳民の父
正長に事る
こと。父の如
く。徳民ご交
ふこと。兄弟
の如し。其婦
の弟の兄
遇す。人を
の二
飛鳥河徳
井。民。小河
鳥。飛。徳。井
正長。民。徳。井
四年。小河飛
鳥。徳民の父
正長に事る
こと。父の如
く。徳民ご交
ふこと。兄弟
の如し。其婦
の弟の兄
遇す。人を
の二



三人亦姫嬪の如く互に相よろこび。毫も厭色なし。小河飛鳥別居の後。小河死す。德民之を喪祭すること。家人の如し。飛鳥亦死して歸する所なし。又之を喪祭すること。小河の如く。其妻女を家に養ふ後。其女を人に嫁せしめ。又小河の子。長にて。之を尾張藩に進めて。儒官とす。此他諸生の塾に

在りて死する者の為に墓碑を立つ。凡數十人なりといふ。

第四章

第二十課

勅語ニ曰ク。恭儉已レヲ持シ。博愛衆ニ及ボシ。學ヲ修メ業ヲ習ヒ。以テ智能ヲ啓發シ。德器ヲ成就ス。

孟子曰く。賢君は必恭儉。下を禮し。民に

取る制あり。

恭儉の徳は。唯下なる者のみならず。上たる人も。貴び守るべき徳なり。凡家長となりては。必謹んで。禮法を守り。以て。群子弟及び家衆を御し。之に分つに。職を以てし。之に授くるに。事を以てして。其成功を責め。財用の節を制し。入るをはかりて。出すことを

為し。家の有無にかなひて。以て上下の衣食。及び吉凶の費を給し。力めて冗費をとぶき。れごりを禁ト。常に贏餘を存して。以て不虞に備ふべし

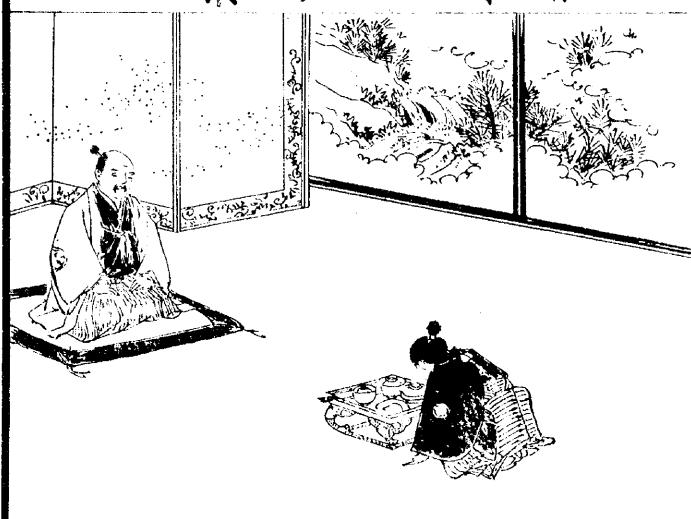
第二十一課

吾が足ることを知りて。分に安ずる人稀なり。是分外を願ふによりて樂みを失ふなり。足ることを知るの理を。

耕耨の業に力を盡す。こ能はず。吾何う獨飽くに忍びんや。且吾儉約を行ひ國用を足し。民を擾ふ。一給

夏時毎に麥飯を食

ふ



動せざれば。民も窮するに至らざるべ。民窮せざれば。吾麥を食すと。いへども。其味ひ。膏粱にまされりと。聞者皆嘆服せり。

古語に曰く。用を節して。人を愛す。

第二十三課

古人曰く。やくなふて愛せざれば。之を豕交すなり。愛して敬せざれば。之

よく思ひ。常ふ足るべからず。足ることを知れば。貧賤にしても。樂みあらべく。足ることを知らざれば。富貴を極むるも。猶あきたらずして。樂まず。斯くて。富貴ならんは。貧賤なる人の足れることを知れりには。はるかにれどこれりと知るべし。

古語に曰く。一粥一飯も。當に來處の湯

からざるを思ふべし。半絲半縷も。恒に物力の難きことを思へ。

第二十二課

徳川家康。参河に在り。一時。夏ごとに。麥飯を食へ給へり。近臣其味の美ならざるを憂ひて。換ふるに。梁飯を以てせんと請ふ。家康曰く。方今。天下亂れ。士は寢食を安する事能はず。農民は。

耕耨の業に徳川

力を盡すこ

と能はず。吾

何う獨飽く

に忍びんや。

且吾儉約を

行ひ國用を足し。民を擾ふ

家康 夏時 每に 麦飯 を食



動せざれば。民も窮するに至らざるべ。民窮せざれば。吾麥を食することへども。其味ひ。膏梁にまされりと。

聞者皆嘆服せり。

古語に曰く。用を節して。人を愛す。

第二十三課

古人曰く。や一なふて愛せざれば。之を豕交すなり。愛して敬せざれば。之

を獸畜じくちくすなりと。故に人を愛養す
るも。恭敬の心なき時は。其功薄きも
のなり。

藤原の良相。弱冠よがんにして。大學に遊び。
承和中じゆわちゅう。陪侍に擢のほしでられ。年四十に及
びて。配偶はいだいを亡なかふ。爾後再娶あらぎらず。性慈
仁じんにて。財を輕かろじ。勸學院の南に延
命院えんめいんを建て。藤氏の家産なき者を收

養す。又東京の別業に崇親院そうしんいんを置き
て。宗族子女の寡寢なる者を保育す。
且常に文學の士を延ひきて。之を敬待
し。寒苦の人を惠めり。良相は良房の
同母弟なり。

第二十四課

梓弓あざさゆみ。もる立ちより。年のくれ行くま
で。射のるがよくに。たもほゆれば。時日

の早くすぎ
ゆくは。とい
めあへず。宣
も。こゝ名
づけ。又とき
こいへるな
らん。されば。
光陰箭の如
く。時節流るゝが如一といへるも。浮
けることに非ず。故に夏の禹王は聖
人なれども寸陰を惜むとのたまへ
りまして。われくは。分陰を惜みて。
勉強すべき事にこそ。古人の詩にも。
青年。老いやしく學なりがたし。一寸の
光陰。からんすべからず。

平生 祖徳
学す 光陰



第二十五課

人の智識藝能は失敗より學び得る事。勝利より學び得るより多い。人常に此事はこれにて為し得べしといへる方法を發明するは最初に是には為し得べからざるものを見出すより此に進むなり。

思慮は深く精一くすべし。淺く粗くすべからず。事を為には深く思案を

好みて輕々しく決定すべからず。思案はあづかにしていろがざるをよしとす。早く決定すれば必あやまりあり。

古語に曰く。遠き慮りなけれは必近き憂あり。

第二十六課

君子は德性を尊んで問學による。

人の徳行は天道を敬畏する心と人類を愛重する心と相あつまりてなれるものなるに。此徳行を修むるの心なくして特に才能を重んじ名利に走るのこと習ふて風俗をなす時へ人心の壞敗世道の衰退する事。是より甚しきはなかるべし。故に古人も徳は本なり財は末なりといひ

り
黄汝揖は富
家なり。臘賊銀を
の亂にあた賊營に輸
り。金銀を悉く。土中に座
め之を避け民を
逃れんとする。



忽聞。く。賊士女千餘人を掠め。空室に拘閉し。金帛を以て之を贖ひかへき。されば。將に。之を殺さんとすと。汝揖惻然として曰く。我金二萬斤あり。悉く其命を贖ふべしと。乃座むる所の物を出一。之を賊營に輸し。千餘人皆脱するを得たり。

第六章

第二十七課

勅語ニ曰ク。進デ公益ヲ廣メ。世務ヲ開キ。常ニ國憲ヲ重ジ。國法ニ遵ヒ。一旦緩急アレバ。義勇公ニ奉ジ。以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スベシ。是ノ如キハ。獨リ。朕ガ忠良ノ臣民タルノミナラズ。又以テ。爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン。

常陸國久慈郡の西部は山多く土地瘠て水陸の田に乏しく少しく氣候の不順なる時は全郷忽ち飢饉を常とす。同郡諸澤村に藤右衛門といふ一人ありて之を患ひ一物産を興じて郡民を救はんとしたるが此地に適するは蒟蒻なれば何らず販路を開かんと注意したるにあらず日田畠

を耕す時蒟蒻塊根の碎くず常陸國
光に曝されさらけたるが日
かはきたるくわ藤右衛門
蒟蒻くわを粉こにくわを
見て遂について物もの產うぶを發は明めいす



を發明し。夫より販路を。奥羽に試み
しに。其事の新奇なるより。之を購求
するもの少なく。ために大に損害を
被り。しかも更に屈する心なく。益
資力をつくし。販路をひろめ。遂に世
人の信用を得て。一物産となるに至
り」といふ。

第二十八課

君の恩徳とは。其土地より。生する物を
衣食し。安樂に。其國に住居するは。皆
君の恩徳なり。君なければ。強き者は。
弱き者を志のき犯し。智ある者は。愚
なる者をあざむく。又國に。政教刑罰
なき時は。人民手足を措く所なく。大
亂の本となるなり。

凡て人民たるものは。國法をたゞれ守

り。上たる人の行ひ。國家の政をそ
ろべからず。上をうへり。國政をうへ
るは。是大なる不忠不敬のいたりな
り。

古語に曰く。其國に居て。其國の政をう
めらす。

第二十九課

調伊企儻。人となり。勇烈なり。
欽明天

皇の時。紀男磨に従ひ。新羅を討ト。軍敗れて執へらる。新羅之を降さんと欲し。刀を抜き。之に通り

を罵。王を出され。伊企儻脣



日本に向ひ。日本の大將。我脣を噉へ
と曰へ。伊企儻。大に呼て曰く。新羅
王。我脣を噉へと。屈せずして。遂に害
に遇ふ

第三十課

大君の御恵み。今世の太平の樂み
とを忘るべからず。蓼の蟲は。からき
を志らず。今の世に生れて。今の世の

樂みを。志れるものすくなし。古を思
ひやりて。今の世を。樂むべし。

人には。各分限といふものあれば。各
自。分限に安んづれば。憂のうちにも。
自ら相應の樂みは。あるものなり。

古歌に

筑波ぬの。このもかのもに。かけはあ
れど。君がみかけに。ますかけはなし。

君が代ハ千代小八千代よまびき石の
いそほとたうて苦乃むをゆで

日本帝國修身鑑卷之三 生徒用

版權所有

明治廿六年七月廿九日印刷
全 年八月一日發行

編
兼
發行者

神奈川縣三浦郡三崎町字日出拾壹番地
北村禮藏

印 刷 者

東京市神田區錦町三丁目拾二番地
新山七之助

賣捌所

文 學 社

東京市墨橋區本町四丁目拾六番地

